

■新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ふれあい総合相談所の相談内容を4月14日から当面の間、下記の通り一部変更します。

臨時相談体制	
困りごと相談	月曜日から金曜日 13:00～16:00 (電話:023-645-8177) <u>電話相談のみ。(来所相談は行いません)</u>
法律相談 (弁護士)	毎週金曜日 13:00～16:00 【受付】 <u>当日12:00～12:30の間にお電話ください。</u> (電話:023-645-8061) 【相談方法】 事前受付を頂いた方(限定6名)のみ。 <u>弁護士との電話相談お一人25分間となります。</u>
年金相談 (社会保険労務士)	毎月第2火曜日 13:00～16:00 (電話:023-645-8177) <u>電話相談のみ。来所相談は行いません。</u>
税金相談 (税理士)	<u>当面の間、相談は休止します。</u>
人権相談 (人権擁護委員)	<u>当面の間、相談は休止します。</u>

【お問い合わせ先】
地域福祉係 ふれあい総合相談所
電話:023-645-8061